第

5 2 6 2

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 7月 7日 火曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ◆ 住宅取得等資金の贈与税の非課税

**Q**:住宅取得等資金の贈与税の非課税限度 額が下がっていくそうですが、今年はどのようになっていますか?

**A**:省エネ等住宅が1,500万円、それ以外の住宅が1,000万円となっています。

## 【解説】

住宅取得等資金の贈与税の非課税制度とは、 平成27年1月1日から平成31年6月30日まで の間に自宅の新築、取得又は増改築等に充て るための金銭を父母や祖父母などの直系尊属 から贈与してもらった場合において、一定の 要件を満たすときは、非課税限度額までの金 額について、贈与税が非課税となる制度です。

限度額は徐々に下がっていきますが、平成 27年中は、省エネ等住宅が1,500万円、それ以 外の住宅が1,000万円となっています。

適用を受けるには、贈与税の申告期間内に 贈与税の申告書及び添付書類を提出しなけれ ばなりません。

なお、この制度は、暦年課税における110万円の基礎控除又は相続時精算課税制度の特別控除と併用することができます。

受贈者の主な要件は、次のとおりです。

- ①贈与を受けた時に国内に住所を有している こと
- ②贈与を受けた年1月1日において20歳以上であること
- ③贈与を受けた年分の所得税の合計所得金額が2,000万円以下であること
- ④贈与を受けた年の翌年3月15日までに家屋 を新築等し、居住すること







